7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11　（略）

12　第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第72条第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第78条第1号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号及び第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第7号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1億円以下の罰金刑

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第二十七条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「第二条の五第十二号」を「第二条の五第二十八号イ」に、「第八十三条第四号」を「第八十五条第四号」に改め、同項第八号中「第二条の五第十二号」を「第二条の五第二十八号イ」に、「第八十三条第七号」を「第八十五条第七号」に改め、同項第九号中「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第二十四条の二第一項」を「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十八条第一項」に、「第四十一条及び第五十一条」を「第四十一条、第四十一条の八及び第五十一条」に、「及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）第二十六条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）」を「及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項」に改める。

第六条第一項の表中「第1条の二第四号」を「第1条の二第二項第四号」に、「第1条第二項第一号」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第二十八条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第一号ハ、第二号及び第三号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第二号チ(2)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表第五号イ及びロ並びに第九号イ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第十一号を削り、同表第十二号を第十一号とし、同号の次に次のように加える。

十二　法第四十三条の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果	第六項に定める期間

第三条第六項中「第十一号」を「第十一号」と「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第五条第一項を削る。

第十一条第一項及び第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第十二条第一項第一号及び第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第四号ロ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第五項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第十三条の四第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第十四条中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第十五条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第三十五条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第二十九条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「運転時」を「通常運転時」に改め、同項第十一号中「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第十七号中「に基づく」を「を有する」に改め、同項第三十二号中「であって、蒸気タービンを駆動させることを主たる目的とする流体」を削り、同項第三十七号中「圧力障壁」を「、圧力障壁」に改め、同項第四十五号中「形成するもので」の下に「あり、かつ、」を加える。

第三条第二項中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。

第四条第二項中「設計基準対処施設」を「設計基準対象施設」に改め、同条第三項中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。